

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 沖合たこがご漁業の許可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を定める件 一九
- 国土調査として指定した件 一九
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二〇〇
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二〇〇
- 道路の区域を変更する件 二〇〇
- 道路の供用を開始する件三件 二〇〇

公 告

- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 二〇一
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件三件 二〇一
- 県営土地改良事業の工事が完了した件三件 二〇三
- 落札者を決定した件二件 二〇四

福 島 県 病 院 局

- 落札者を決定した件 二〇五

福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長

- 落札者を決定した件 二〇六

告 示

福島県告示第三百九十一号

福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号。以下「規則」という。）第四十一条第六号に掲げるかご漁業につき、規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和三年五月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 第一 制限措置
- 一 漁業種類
 - 沖合たこがご漁業
 - 二 操業区域
 - 次のとおりとする。
- ただし、表中の漁業根拠地とは、平成十二年九月三十日現在の所属漁業協同組合とし、平成十二年十月一日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成十二年九月三十日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操 業 区 域
富熊、請戸、鹿島、磯部、相馬原釜、新地	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東線以北の福島県海面のうち水深百三十メートル以深の海面

- 三 許可又は起業の認可をすべき船舶の数
 - 二十三隻
- 四 船舶の総トン数
 - 総トン数七トン未満で申請のあった船舶の総トン数以下
- 五 推進機関の馬力数
 - 申請のあった推進機関の馬力数以下
- 六 漁業時期
 - 令和三年七月一日から同年八月十三日まで
- 七 漁業を営む者の資格
 - 相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町及び相馬郡新地町に住所を有する者
- 第二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
 - 令和三年五月十一日から同年六月十日まで
- 第三 許可の有効期間
 - 令和三年七月一日から令和四年六月三十日まで

（水産課）

福島県告示第三百九十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、国土調査として令和三年四月三十日次のとおり指定した。

令和三年五月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行う者の名称
埴町
- 二 調査地域
埴町大字片貝の一部、大字湯岐の一部
- 三 調査期間
令和三年五月一日から令和四年三月三十一日まで

(農村計画課)

福島県告示第百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年五月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
三瓶喜八 三瓶定八 三瓶梅次 石谷作次 長谷部三津次 長谷部友次 長谷部國吉 長谷部新八 長谷部榮藏 長谷部正象 長谷部武八 長谷部義八 長谷部長吉 角田市太郎 角田裕 山内賢 渡部欣也 梁取偉智子 梁取吉太郎 梁取広明 梁取武 梁取直次 吉田哲三 吉田清美 吉田貞夫 佐藤リツコ 佐藤明 佐藤源一郎 佐藤豊子 佐藤辰雄 三瓶光義 三瓶孝正 三瓶日支秋 中野アイシ 長谷部フサエ 長谷部マサ子 長谷部エツ 長谷部一三 長谷部亨 長谷部保信 長谷部勝美 長谷部嘉代太 長谷部悟 長谷部正一郎
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(令和三年福島県告示第百四十八号)によること。
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、

次のとおりである。
令和三年五月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
緒方安雄 酒井勇勝
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和三年農林水産省告示第百八十二号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和三年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年五月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 三五二号	南会津郡南会津町の せ無番地先から 同 郡同 町たの せ同土地先まで	変更前 変更後	七・五 七・五 八・五	一一〇・〇 一一〇・〇 一一〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和三年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年五月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	一般国道三五二号	供用開始の区間	南会津郡南会津町たのせ無番地先から 同 郡同 町たのせ同上地先まで	供用開始の期日	令和三年五月一日
-----	----------	---------	--------------------------------------	---------	----------

(道路計画課)

福島県告示第三百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和三年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年五月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	一般国道二五二号	供用開始の区間	南会津郡只見町大字只見字塚前一 九七一番一地先から 同 郡同 町大字只見字塚前一 九六五番一地先まで	供用開始の期日	令和三年五月一日
-----	----------	---------	---	---------	----------

(道路計画課)

福島県告示第三百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年五月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	県道広野小高線	供用開始の区間	双葉郡富岡町仏浜字釜田九〇番一 地先から 同 郡同 町仏浜字釜田六七番一 地先まで	供用開始の期日	令和三年五月十三日
-----	---------	---------	--	---------	-----------

公 告

(道路計画課)

公告第八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和三年五月十一日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

会津東部土地改良区

就任した役員

役別 氏名

監事 高橋 一浩 住所 会津若松市河東町代田七三番地

(農村計画課)

公告第八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和三年五月十一日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

柳津町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 増井 俊弘

同 遠藤 勇二

同 鈴木 鐵雄

同 齋藤 寛

同 小林 銀一

同 猪俣 俊明

同 齋藤 功

同 齋藤 幹夫

同 小島 一友

同 鈴木 昭一

同 新井田 健一

同 伊藤 光正

同 猪俣 昭夫

住所

河沼郡柳津町大字郷戸字中平丙九二番地

同 郡同 町大字柳津字新町甲一〇〇八番地

同 郡同 町大字郷戸字古屋敷甲二八二二番地

同 郡同 町大字郷戸字丸山甲一三三番地

同 郡同 町大字郷戸字池ノ尻乙二二三四番地

同 郡同 町大字細八字居平甲二八一八番地

同 郡同 町大字藤字古市一三七二番地

同 郡同 町大字飯谷字宮田甲二二五番地

同 郡同 町大字湯八木沢字居平一三一九番地

同 郡同 町大字大成沢字前田三五六番地

同 郡同 町大字小椿字村中甲七三五番地

同 郡同 町大字黒沢字前原五九番地

同 郡同 町大字細八字居平甲二二八八番地

就任した役員
 役別 氏名 住所
 理事 遠藤 勇二 河沼郡柳津町大字柳津字新町甲一〇〇八番地
 齋藤 好夫 郡同 町大字郷戸字石神浦甲二二九二番地
 齋藤 健太 郡同 町大字柳津字家ノ北丙八一番地一
 齋藤 勇人 郡同 町大字猪倉野字屋敷添甲九七六番地二
 小林 銀一 郡同 町大字細八字池ノ尻乙二一三四番地
 猪野 了 郡同 町大字細八字居平甲二九二番地
 齋藤 幹夫 郡同 町大字飯谷字宮田甲二二五番地
 齋藤 健 郡同 町大字藤字古市一三六二番地
 小林 善一 郡同 町大字砂子原字居平二五四番地
 井関 健一郎 郡同 町大字久保田字柗甲一五〇番地
 新井田 健一 郡同 町大字小椿字村中甲七三五番地
 田崎 信二 郡同 町大字小椿字家ノ前乙六七五番イ号地
 小林 一栄 郡同 町大字細八字池ノ尻乙二二六番地

(農村計画課)

公告第九十号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 令和三年五月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
 戸ノ口堰土地改良区
 退任した役員
 役別 氏名 住所
 理事 高木 政日子 会津若松市町北大字中沢字平沢二八番地
 岩沢 傳應 郡同 市神指町東城戸三六二番地
 大堀 幸平 郡同 市一箕町大字金堀字古道七九番地
 渡部 武晴 郡同 市慶山一丁目一四番三二号
 鈴木 茂 郡同 市高野町大字界沢字界沢一〇五番地
 鈴木 正之 郡同 河沼郡湯川村大字清水田字常光甲二三三番地
 木鋤 高夫 郡同 会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原二四一番地
 鈴木 守 郡同 河沼郡湯川村大字清水田字丸ノ内丙三一一番地
 小林 喜一 郡同 会津若松市町北大字上荒久田字石尻一〇一番地
 渡部 昭男 郡同 市河東町八田字八田野二九二番地
 山口 市郎 郡同 市河東町八田字漆沢一〇五番地
 伊藤 重明 郡同 市高野町大字上高野字村内三九番地
 渡部 善喜 郡同 市河東町八田字八田野三〇三番地

就任した役員
 役別 氏名 住所
 理事 高木 政日子 会津若松市町北大字中沢字平沢二八番地
 大堀 幸平 郡同 市一箕町大字金堀字古道七九番地
 山口 市郎 郡同 市河東町八田字漆沢一〇五番地
 木鋤 高夫 郡同 市一箕町大字鶴賀字下柳原二四一番地
 鈴木 茂 郡同 市高野町大字界沢字界沢一〇五番地
 伊藤 重明 郡同 市高野町大字上高野字村内三九番地
 石橋 正旬 郡同 市町北町大字始字屋敷一三二番地
 佐藤 一哲 郡同 市石堂町六番五号
 兼子 市雄 郡同 河沼郡湯川村大字桜町字窪田甲一〇四四番地
 岩沢 忠典 郡同 会津若松市神指町東城戸三四八番地
 鈴木 和秀 郡同 河沼郡湯川村大字清水田字常照甲二五一一番地
 小林 修 郡同 会津若松市河東町八田字八田野三三六番地
 渡部 善喜 郡同 市河東町八田字八田野三〇三番地
 佐藤 信一 郡同 市町北町大字中沢字中地一三六番地
 齋藤 幸規 郡同 市高野町大字中沼字鶴沼二九六番地

(農村計画課)

公告第九十一号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 令和三年五月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
 会津宮川土地改良区
 退任した役員
 役別 氏名 住所
 理事 齋藤 文英 河沼郡会津坂下町大字樋島字高畑五〇五番地
 洪井 浩記 郡同 大沼郡会津美里町字高田甲二九八八番地
 児島 威 郡同 町杉屋字芦窪乙二三三番地
 川嶋 徹 郡同 町吉田字村中乙二二七番地
 長嶺 一雄 郡同 町下堀字中川四九八番地
 児島 利春 郡同 町橋丸字田中七九番地
 渡部 益弘 郡同 町八木沢字川原前三二二番地
 笠間 貢 郡同 町雀林字村東三〇六四番地
 同 郡同 町立石田字南宅地甲二八番地

同	五十嵐 薫	同	郡同	町米田字沢南甲乙一五四三番地一
同	山田 隆義	同	郡同	町境野字山道下三四七三番地一
同	遠藤 淳吉	同	河沼郡会津坂下町大字五ノ併字北川原甲一四二番地	
同	角田 茂	同	郡同	町大字牛川字西村中三〇三六番地
同	二瓶 甚一	同	郡同	町大字八日沢字古屋敷甲二一九五番地一
同	福地 義廣	同	郡同	町大字新館字館ノ内二〇番地
同	武藤 周一	同	大沼郡会津美里町新屋敷字村中甲一一四二番地	
同	山内 義宏	同	会津若松市北会津町十二所一〇九二番地	
同	金田 祐市	同	大沼郡会津美里町和田目字南村中丙二九七番地	
同	齋藤 文範	同	河沼郡会津坂下町大字見明字村中一四五一番地	
就任した役員				
役別	氏名		住所	
理事	齋藤 文英		河沼郡会津坂下町大字樋島字高畑五〇五番地	
同	渋井 浩記		大沼郡会津美里町字高田甲二九八八番地	
同	根本 哲		同 郡同	町永井野字下町一九一八番地二
同	川嶋 一雄		同 郡同	町下堀字中川四九八番地
同	渡部 益弘		同 郡同	町雀林字村東三〇六四番地
同	武藤 周一		同 郡同	町新屋敷字村中甲一一四二番地
同	木村 安廣		同 郡同	町米田字八畝ノ内乙一四二一番地
同	金田 祐市		同 郡同	町和田目字南村中丙二九七番地
同	風間 幸一郎		河沼郡会津坂下町大字樋島字高畑五〇九番地	
同	佐藤 政司		同 郡同	町大字塔寺字松原二八六八番地一
同	二瓶 甚一		同 郡同	町大字八日沢字古屋敷甲二一九五番地一
同	秋山 利浩		同 郡同	町大字八日沢字宮ノ内丙三一七番地
同	鈴木 義明		大沼郡会津美里町小沢字宮ノ内丙三一七番地	
同	齋藤 文範		河沼郡会津坂下町大字見明字村中一四五一番地	

(農村計画課)

公告第九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により、堀之内地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業の工事は令和二年六月五日完了したので公告する。

令和三年五月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により、前田沢地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業の工事は令和二年六月五日完了

了したので公告する。
令和三年五月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

公告第九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により、田母神地区に係る県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の工事は令和二年十一月二十五日完了したので公告する。

令和三年五月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

公告第95号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年5月11日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪トラック1 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年4月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- 5 落札金額
41,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年3月5日

（入札用度課）

公告第96号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年5月11日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪トラック2 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年4月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- 5 落札金額
41,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年3月5日

（入札用度課）

公告第2号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立病院（診療所）5施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。

令和3年5月11日

福島県病院事業管理者 阿部正文

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県立病院（診療所）5施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県病院局病院経営課 福島県福島市中町8番2号
- 3 落札者を決定した日
令和3年4月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 落札金額
49,761,976円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年2月24日

（病院経営課）

公告第5号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか98施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年5月11日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県教育センターほか98施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁財務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ホープ 福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号MG薬院ビル
- 5 落札金額
478,984,020円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年2月9日

（財 務 課）